

保育園 待機児

名ばかりの待機児減らし！ 定義を大改悪



	現在	新定義
親が求職中	含める (求職活動の状況把握)	調査日時点で求職活動を休止していれば待機児童に含めない
育休中	特に言及なし	含めないことができる (除外可能)
待機に含めない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育ママ ・地方の単独保育事業(認証保育所など) ・認定こども園の保育部分 	除外対象施設に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・認可をめざす施設 ・幼稚園の長時間預かり ・幼稚園の一時預かり
入所希望以外の施設が他にある場合	保育所 	除外対象施設に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・地域型保育 ・認定こども園 ・地域型保育 ・認可をめざす施設 ・幼稚園の預かり保育 ・地方の単独保育事業(認証保育所など)

6月議会の日本共産党の質問

「待機児29人」
って、ホント？

保育所、幼稚園のそれぞれの制度のこれまでのあり方を大きく転換する「子ども・子育て支援新制度」が4月から始まりました。
新制度は「待機児解消」を掲げていますが、厚労省は新制度を機に、認可保育所に入る資格があるのに入れない「待機児童」の定義を大改悪し、名ばかりの「待機児童減らし」を進めようとしています。

に答えて、市は今年4月1日時点の待機児は29人であることを明らかにしました。
この数は国が今年1月に示した新定義に基づき算出したものです。

従来は「待機児童」は認可保育所に入所する資格があっても入れない子どもの数でしたが、国はこの間、定義を改悪し、現在は認可保育園に入れず、やむを得ず自治体が助成する認可外施設(保育ママや認証保育所など)を利用した場合には待機児にはカウントされません。
ところが、今年1月、これをさらに改悪した新定義が示されました。

**新定義では
待機児から
外される！**

改悪内容は上の表の通りです。

週刊
市議会報告

日本共産党

2015年8月3日

第1334号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎ & F A X
350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎ 355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203
☎ 354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp



7月時点 1歳児、100名が待機!

新定義は、子ども子育て新制度の給付対象となる施設に入所していれば「待機児童」から外すことにします。この給付対象施設には、幼稚園や小規模保育事業、認可を目指す保育施設も含めています。そればかりか、新制度に入らない幼稚園の「一時預かり事業」まで含め、待機児童のカウント数を徹底的に圧縮しようとしています。

旧定義では 待機児は73名!

保護者の多くは認可保育園への入所を希望しています。

「認可保育所を第一希望にしながら入所できなかった待機児童は何人いるのか」という日本共産党の質問に対して、子ども部長は「認証保育所に入所しているお子さん、特定の一園のみを希望しているお子さん、保護者が育児休業中であるお子さんを含めて73名いる」と、旧定義の数を示しました。認証保育所に入所していても、認可保育所に移ることを望んでいたり、地理的な理由などから特定の保育園しか通園できず、結果として待機児となってしまう場合なども待機児としてカウントすべきです。

待機児解消は 認可保育園の増設で

市は、7月現在の待機児数を頑なに公表しません。しかし、6月議会後の日本共産党の調査では、7月21日時点で、1歳児の待機児がすでに100名に上っていることが明らかになりました。新制度の実施にあたり、政府は、保育所から認定こども園への移行を政策的に誘導しようとしています。また、3歳未満の保育の不足分は、小規模保育事業（定員6〜19人以下）と認定こども園を中心に供給するとしています。

日本共産党は「待機児の国の定義は、あくまでも国に報告する際の国としての考え方を示したものと指し、「認可保育所を増設して対応するのが、待機児解消の基本ではないか」と市の姿勢を質しました。市は「今年度、待機児解消加速化プランに参加し、千葉県と保育所整備計画に関する協議を行っている」ことを明らかにしました。

さらなるコスト削減を

市街地液状化 対策事業



東日本大震災で液状化被害をうけた市内戸建て住宅の20地区（4103宅地）が液状化対策事業の実施にむけて、事業計画策定作業をすすめてきました。市は年度内に全地区での工事着工をめざし、地元との合意形成に向けて今後、調整をすすめる予定です。

7月31日、第4回検討委員会が開催され、先行5地区に続き、残り11地区の地盤調査と液状化判定結果が公表され、地盤改良の設計について説明が行われました。

第3回検討委員会で指摘された住民負担額（1宅地当たり、約200万円）の軽減について、排水の減容化や再生利用による方策を探ってきたものの、「非常に困難である」との結論に至ったとの報告が行われました。住民合意を得て、事業を実施するためには、さらなるコスト削減は欠かせません。日本共産党は、さらなる費用負担軽減を関係機関へ働きかけていきます。